

ふるさと市町村圏基金条例

平成2年10月1日 条例第14号
改正 平成6年3月29日 条例第1号
改正 平成16年3月3日 条例第2号
改正 平成23年3月14日 条例第1号

(設置)

第1条 福井県丹南広域市町村圏（以下「広域圏」という。）の振興整備のための事業を推進するため、ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てることができる。

2 前項の規定により積立てが行われたときは、積立額相当額増加するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出予算に計上して、広域圏の振興整備のための事業に要する経費に充てるものとする。

(処分)

第5条 福井県丹南広域組合規約（平成2年福井県指令第632号）第14条ただし書の規定により基金を福井県丹南広域組合又は福井県丹南広域組合を構成する市町村が実施する事業等の財源に充てる場合は、福井県丹南広域組合の歳入歳出予算に計上して、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。